

新 旧 対 照 表

改正前	改正後
<p>5 工事請負契約等締結時の取扱い</p> <p>(1) 金融機関等の保証</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 発注者は、<u>前項</u>の保証書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約等を締結し、<u>前項</u>の保証書は、工事請負契約書等の契約書（以下「契約書」という。）等と一緒に綴っておくものとする。</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 保証人が金融機関等<u>であり</u>、当該保証人の押印（印刷済みのものを含む。）があること。</p> <p>(ウ)～(ケ) [略]</p> <p>(2) 公共工事履行保証証券による保証（いわゆる「履行ボンド」）</p>	<p>5 工事請負契約等締結時の取扱い</p> <p>(1) 金融機関等の保証</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p><u>エ 落札者等は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、金融機関等が定め、発注者が認めた措置を講ずることができるものとする。この場合において、落札者等は、当該保証書を提出したものとみなす。</u></p> <p><u>オ</u> 発注者は、<u>ウ及びエ</u>の保証書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約等を締結し、<u>ウ及びエ</u>の保証書（<u>電磁的方法により提出する場合はその出力書面</u>）は、工事請負契約書等の契約書（以下「契約書」という。）等と一緒に綴っておくものとする。</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 保証人が金融機関等<u>であること</u>。また、<u>電磁的方法により提出する場合を除き</u>、当該保証人の押印（印刷済みのものを含む。）があること。</p> <p>(ウ)～(ケ) [略]</p> <p>(2) 公共工事履行保証証券による保証（いわゆる「履行ボンド」）</p>

ア [略]

イ 発注者は、前項の証券の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約等を締結し、前項の証券は、契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(ア) [略]

(イ) 保証人の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。

(ウ)～(キ) [略]

(3) 履行保証保険契約の締結

ア [略]

イ 発注者は、前項の証券の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約等を締結し、前項の証券は、契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(ア) [略]

(イ) 保険会社の記名押印（印刷済みのものを含む。）があ

ア [略]

イ 落札者等は、電磁的方法であって、保険会社等が定め、発注者が認めた措置を講ずることができるものとする。この場合において、落札者等は、当該公共工事履行保証に係る証券を提出したものとみなす。

ウ 発注者は、ア及びイの証券の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約等を締結し、ア及びイの証券（電磁的方法により提出する場合はその出力書面）は、契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(ア) [略]

(イ) 保証人の記名押印（印刷済みのものを含む。電磁的方法により提出する場合は保証人の名称の記載）があること。

(ウ)～(キ) [略]

(3) 履行保証保険契約の締結

ア [略]

イ 発注者は、アの証券の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約等を締結し、アの証券（電磁的方法により提出する場合はその出力書面）は、契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(ア) [略]

(イ) 保険会社の記名押印（印刷済みのものを含む。電磁的

ること。

(ウ)～(キ) [略]

(4) 契約保証金の納付

ア [略]

イ 発注者は、前項の受領証の写しの提出を受けたときは、提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約等を締結し、前項の受領証の写しは、契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(5) 有価証券等の提供

ア・イ [略]

ウ 発注者は、前項の有価証券等の提出を受けたときは、提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約等を締結し、前項の有価証券等に係る受領証の写しは、契約書等と一緒に綴っておくものとする。

6 工事完成又は委託業務完了時の取扱い

(1) 金融機関等の保証

発注者は、工事目的物（業務委託契約においては成果物をいう。以下「工事目的物等」という。）の引渡しを受けた場合で、銀行等の保証であるときは、銀行等の保証書を請負者（業務委託における受託者を含む。以下「請負者等」という。）を通して、銀行等に返還するものとする。この場合において、発注者は、保証書の写しを作成し、請負者等から当該

方法により提出する場合は保険会社の名称の記載）があること。

(ウ)～(キ) [略]

(4) 契約保証金の納付

ア [略]

イ 発注者は、アの受領証の写しの提出を受けたときは、提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約等を締結し、アの受領証の写しは、契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(5) 有価証券等の提供

ア・イ [略]

ウ 発注者は、イの有価証券等の提出を受けたときは、提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約等を締結し、イの有価証券等に係る受領証の写しは、契約書等と一緒に綴っておくものとする。

6 工事完成又は委託業務完了時の取扱い

(1) 金融機関等の保証

発注者は、工事目的物（業務委託契約においては成果物をいう。以下「工事目的物等」という。）の引渡しを受けた場合で、銀行等の保証であるときは、銀行等の保証書を受注者を通して、銀行等に返還するものとする。この場合において、発注者は、保証書の写しを作成し、受注者から当該写しの余白に「確かに受領し、保証人に返還する。」旨と受領年月

写しの余白に「確かに受領し、保証人に返還する。」旨と受領年月日を記載の上、記名押印させて、返還するものとし、当該保証書の写しは、契約書と一緒に綴っておくものとする。

なお、保証事業会社の保証であるときは、保証書を返還する必要はないので、そのまま契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(2) 公共工事履行保証証券による保証

発注者は、工事目的物等の引渡し後も、公共工事履行保証証券に係る証券（異動承認書がある場合は、異動承認書を含む。）は、そのまま契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(3) 履行保証保険契約の締結

発注者は、工事目的物等の引渡し後も、履行保証保険の締結に係る証券（異動承認書がある場合は、異動承認書を含む。）は、そのまま契約書等と一緒に綴っておくものとする。

7 契約期間の延長時の取扱い

発注者は、契約期間の延長を行おうとする場合で、保証期間が変更後の契約期間を含まないときは、保証期間を変更後の契約期間を含むように延長変更するものとする。

(1) 西日本建設業保証株式会社及び東日本建設業保証株式会社（以下「西日本建設業保証株式会社等」という。）の保証

日を記載の上、記名押印させて、返還するものとし、当該保証書の写しは、契約書と一緒に綴っておくものとする。ただし、電磁的方法により提出する場合はこの限りでない。

なお、保証事業会社の保証であるときは、保証書（電磁的方法により提出する場合はその出力書面）は、そのまま契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(2) 公共工事履行保証証券による保証

発注者は、工事目的物等の引渡し後も、公共工事履行保証証券に係る証券（電磁的方法により提出する場合はその出力書面。異動承認書がある場合は、異動承認書を含む。）は、そのまま契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(3) 履行保証保険契約の締結

発注者は、工事目的物等の引渡し後も、履行保証保険の締結に係る証券（電磁的方法により提出する場合はその出力書面。異動承認書がある場合は、異動承認書を含む。）は、そのまま契約書等と一緒に綴っておくものとする。

7 契約期間の延長時の取扱い

発注者は、契約期間の延長を行おうとする場合で、保証期間が変更後の契約期間を含まないときは、保証期間を変更後の契約期間を含むように延長変更するものとする。

(1) 西日本建設業保証株式会社及び東日本建設業保証株式会社（以下「西日本建設業保証株式会社等」という。）の保証

ア 請負者等は、契約期間が延長され、変更後の契約期間末日が確定したときは、西日本建設業保証株式会社等の指示するところにより、変更契約書又は工期変更協議書の写しの郵送又はファクシミリ送信により同社に通知しなければならない。

イ 発注者は、前項の通知を請負者等に指示するとともに、必要に応じて、保証期間の変更手続が終了したことを証する文書の発行を西日本建設業保証株式会社等に請求するものとする。

(2) 金融機関等（西日本建設業保証株式会社等を除く。）の保証

ア 請負者等は、工事請負変更契約等の変更契約書案（以下「変更契約書案」という。）の提出に当たり、保証期間を変更後の契約期間を含むように延長変更する旨の銀行等が交付する変更契約書を提出しなければならない。

イ 発注者は、銀行等が交付する変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約等の変更契約を締結し、銀行等が交付する変更契約書は、契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(ア) [略]

(イ) 保証人が、保証書に記載された金融機関等であり、押印（印刷済みのものを含む。）があること。

ア 受注者は、契約期間が延長され、変更後の契約期間末日が確定したときは、西日本建設業保証株式会社等の指示するところにより、変更契約書又は工期変更協議書の写しの郵送、電子メール送信等により同社に通知しなければならない。

イ 発注者は、アの通知を受注者に指示するとともに、必要に応じて、保証期間の変更手続が終了したことを証する文書の発行を西日本建設業保証株式会社等に請求するものとする。

(2) 金融機関等（西日本建設業保証株式会社等を除く。）の保証

ア 受注者は、工事請負変更契約等の変更契約書案（以下「変更契約書案」という。）の提出に当たり、保証期間を変更後の契約期間を含むように延長変更する旨の銀行等が交付する変更契約書を提出しなければならない。

イ 発注者は、銀行等が交付する変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約等の変更契約を締結し、銀行等が交付する変更契約書（電磁的方法により提出する場合はその出力書面）は、契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(ア) [略]

(イ) 保証人が、保証書に記載された金融機関等であること。また、電磁的方法により提出する場合を除き、押印（

(ウ)～(カ) [略]

(3) 公共工事履行保証証券による保証

ア 請負者等は、変更契約書案の提出に当たり、保証期間を変更後の契約期間を含むように延長変更する旨の保険会社等が交付する異動承認書を提出しなければならない。

イ 発注者は、前項の異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約等の変更契約を締結し、異動承認書は契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(ア) [略]

(イ) 保証人の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。

(ウ) 債務者が請負者等であること。

(エ)～(カ) [略]

(4) 履行保証保険契約の締結

ア 請負者等は、変更契約書案の提出に当たり、保証期間を変更後の契約期間を含むように延長変更する旨の保険会社等が交付する異動承認書を提出しなければならない。

イ 発注者は、前項の異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負

印刷済みのものを含む。)があること。

(ウ)～(カ) [略]

(3) 公共工事履行保証証券による保証

ア 受注者は、変更契約書案の提出に当たり、保証期間を変更後の契約期間を含むように延長変更する旨の保険会社等が交付する異動承認書を提出しなければならない。

イ 発注者は、アの異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約等の変更契約を締結し、異動承認書（電磁的方法により提出する場合はその出力書面）は契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(ア) [略]

(イ) 保証人の記名押印（印刷済みのものを含む。電磁的方法により提出する場合は保証人の名称の記載）があること。

(ウ) 債務者が受注者であること。

(エ)～(カ) [略]

(4) 履行保証保険契約の締結

ア 受注者は、変更契約書案の提出に当たり、保証期間を変更後の契約期間を含むように延長変更する旨の保険会社等が交付する異動承認書を提出しなければならない。

イ 発注者は、アの異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契

契約等の変更契約を締結し、異動承認書は契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(ア) [略]

(イ) 保険会社の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。

(ウ) 保険契約者が請負者等であること。

(エ)～(カ) [略]

8 契約期間の短縮時の取扱いについて

契約期間の短縮を行おうとする場合で、請負者等から保証期間を変更後の契約期間を含む範囲で短縮して欲しい旨の要求があり、特段の事情がないときは、保証期間を変更後の契約期間を含む範囲で短縮変更するものとする。

(1) 西日本建設業保証株式会社等の保証

ア 請負者等は、契約期間が短縮され、変更後の契約期間末日が確定したときは、西日本建設業保証株式会社等の指示するところによる。

イ [略]

(2) 金融機関等（西日本建設業保証株式会社等を除く。）の保証

ア 請負者等は、工事請負契約等の変更契約締結後、発注者から保証契約内容変更承認書（別記様式）の交付を受け、発注

約等の変更契約を締結し、異動承認書（電磁的方法により提出する場合はその出力書面）は契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(ア) [略]

(イ) 保険会社の記名押印（印刷済みのものを含む。電磁的方法により提出する場合は保険会社の名称の記載）があること。

(ウ) 保険契約者が受注者であること。

(エ)～(カ) [略]

8 契約期間の短縮時の取扱いについて

契約期間の短縮を行おうとする場合で、受注者から保証期間を変更後の契約期間を含む範囲で短縮して欲しい旨の要求があり、特段の事情がないときは、保証期間を変更後の契約期間を含む範囲で短縮変更するものとする。

(1) 西日本建設業保証株式会社等の保証

ア 受注者は、契約期間が短縮され、変更後の契約期間末日が確定したときは、西日本建設業保証株式会社等の指示するところによる。

イ [略]

(2) 金融機関等（西日本建設業保証株式会社等を除く。）の保証

ア 受注者は、工事請負契約等の変更契約締結後、発注者から保証契約内容変更承認書（別記様式）の交付を受け、発注者

者が指定する日に、保証期間を変更後の契約期間を含む範囲で短縮変更する旨の金融機関等が交付する変更契約書を提出しなければならない。

イ 発注者は、金融機関等が交付する変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、受理し、金融機関等が交付する変更契約書は、契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(ア) [略]

(イ) 保証人が、保証書に記載された金融機関等であり、押印（印刷済みのものを含む。）があること。

(ウ)～(カ) [略]

(3) 公共工事履行保証証券による保証

ア 請負者等は、工事請負契約等の変更契約締結後、発注者から保証契約内容変更承認書の交付を受け、発注者が指定する日に、保証期間を変更後の契約期間を含む範囲で短縮変更する旨の保険会社等が交付する異動承認書を提出しなければならない。

イ 発注者は、前項の異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、受理し、前項の異動承認書は、契約書等と一緒に綴っておくものとする。

が指定する日に、保証期間を変更後の契約期間を含む範囲で短縮変更する旨の金融機関等が交付する変更契約書を提出しなければならない。

イ 発注者は、金融機関等が交付する変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、受理し、金融機関等が交付する変更契約書（電磁的方法により提出する場合はその出力書面）は、契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(ア) [略]

(イ) 保証人が、保証書に記載された金融機関等であること。また、電磁的方法により提出する場合を除き、押印（印刷済みのものを含む。）があること。

(ウ)～(カ) [略]

(3) 公共工事履行保証証券による保証

ア 受注者は、工事請負契約等の変更契約締結後、発注者から保証契約内容変更承認書の交付を受け、発注者が指定する日に、保証期間を変更後の契約期間を含む範囲で短縮変更する旨の保険会社等が交付する異動承認書を提出しなければならない。

イ 発注者は、アの異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、受理し、アの異動承認書（電磁的方法により提出する場合はその出力書面）は、契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(ア) [略]

(イ) 保証人の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。

(ウ) 債務者が請負者等であること。

(エ)～(カ) [略]

(4) 履行保証保険契約の締結

ア 請負者等は、工事請負契約等の変更契約締結後、発注者から保証契約内容変更承認書の交付を受け、発注者が指定する日に、保証期間を変更後の契約期間を含む範囲で短縮変更する旨の保険会社等が交付する異動承認書を提出しなければならない。

イ 発注者は、前項の異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、受理し、前項の異動承認書は、契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(ア) [略]

(イ) 保証人の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。

(ウ) 債務者が請負者等であること。

(エ)～(カ) [略]

9 履行遅滞時の取扱い

(ア) [略]

(イ) 保証人の記名押印（印刷済みのものを含む。電磁的方法により提出する場合は保証人の名称の記載）があること。

(ウ) 債務者が受注者であること。

(エ)～(カ) [略]

(4) 履行保証保険契約の締結

ア 受注者は、工事請負契約等の変更契約締結後、発注者から保証契約内容変更承認書の交付を受け、発注者が指定する日に、保証期間を変更後の契約期間を含む範囲で短縮変更する旨の保険会社等が交付する異動承認書を提出しなければならない。

イ 発注者は、アの異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、受理し、アの異動承認書（電磁的方法により提出する場合はその出力書面）は、契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(ア) [略]

(イ) 保証人の記名押印（印刷済みのものを含む。電磁的方法により提出する場合は保証人の名称の記載）があること。

(ウ) 債務者が受注者であること。

(エ)～(カ) [略]

9 履行遅滞時の取扱い

発注者は、履行遅滞が生じた場合において、約款第53条第1項第1号、土木設計業務等業務委託契約書第50条第1項第1号又は建築設計業務委託契約書第49条第1項第1号の規定により損害金を徴収して、契約期間経過後相当期間内に工事を完成させ、又は委託業務を完了させようとするときは、保証期間内に工事が完成し、又は委託業務が完了する見込みの期日（以下「完成見込期日」という。）が含まれるように保証期間を延長変更するものとする。

(1) 西日本建設業保証株式会社等の保証

ア 請負者等は、完成見込期日を西日本建設業保証株式会社等に通知しなければならない。

イ 発注者は、前項の通知を請負者等に指示するものとする。

(2) 金融機関等（西日本建設業保証株式会社等を除く。）の保証

ア 請負者等は、保証期間が経過するまでに、保証期間内に完成見込期日が含まれるように保証期間を延長変更する旨の金融機関等が交付する変更契約書を提出しなければならない。

イ 発注者は、金融機関等が交付する変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、受理し、契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(ア) [略]

発注者は、履行遅滞が生じた場合において、約款第53条第1項第1号、土木設計業務等業務委託契約書第50条第1項第1号又は建築設計業務委託契約書第49条第1項第1号の規定により損害金を徴収して、契約期間経過後相当期間内に工事を完成させ、又は委託業務を完了させようとするときは、保証期間内に工事が完成し、又は委託業務が完了する見込みの期日（以下「完成見込期日」という。）が含まれるように保証期間を延長変更するものとする。

(1) 西日本建設業保証株式会社等の保証

ア 受注者は、完成見込期日を西日本建設業保証株式会社等に通知しなければならない。

イ 発注者は、アの通知を受注者に指示するものとする。

(2) 金融機関等（西日本建設業保証株式会社等を除く。）の保証

ア 受注者は、保証期間が経過するまでに、保証期間内に完成見込期日が含まれるように保証期間を延長変更する旨の金融機関等が交付する変更契約書を提出しなければならない。

イ 発注者は、金融機関等が交付する変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、受理し、金融機関等が交付する変更契約書（電磁的方法により提出する場合はその出力書面）は、契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(ア) [略]

(イ) 保証人が、保証書に記載された金融機関等であり、押印（印刷済みのものを含む。）があること。

(ウ)～(カ) [略]

(3) 公共工事履行保証証券による保証

ア 請負者等は、保証期間が経過するまでに、保証期間内に完成見込期日が含まれるように保証期間を延長変更する旨の保険会社等が交付する異動承認書を提出しなければならない。

イ 発注者は、請負者等から前項の異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、受理し、契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(ア) [略]

(イ) 保証人の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。

(ウ) 債務者が請負者等であること。

(エ)～(カ) [略]

(4) 履行保証保険契約の締結

ア 請負者等は、保証期間が経過するまでに、保証期間内に完成見込期日が含まれるように保証期間を延長変更する旨の保険会社等が交付する異動承認書を提出しなければならない。

(イ) 保証人が、保証書に記載された金融機関等であること。また、電磁的方法により提出する場合を除き、押印（印刷済みのものを含む。）があること。

(ウ)～(カ) [略]

(3) 公共工事履行保証証券による保証

ア 受注者は、保証期間が経過するまでに、保証期間内に完成見込期日が含まれるように保証期間を延長変更する旨の保険会社等が交付する異動承認書を提出しなければならない。

イ 発注者は、受注者からアの異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、受理し、アの異動承認書（電磁的方法により提出する場合はその出力書面）は、契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(ア) [略]

(イ) 保証人の記名押印（印刷済みのものを含む。電磁的方法により提出する場合は保証人の名称の記載）があること。

(ウ) 債務者が受注者であること。

(エ)～(カ) [略]

(4) 履行保証保険契約の締結

ア 受注者は、保証期間が経過するまでに、保証期間内に完成見込期日が含まれるように保証期間を延長変更する旨の保険会社等が交付する異動承認書を提出しなければならない。

イ 発注者は、請負者等から前項の異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、受理し、契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(ア) [略]

(イ) 保険会社の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。

(ウ) 保険契約者が請負者等であること。

(エ)～(カ) [略]

10 請負代金額等の増額変更時の取扱い

発注者は、請負代金額等の増額変更を行おうとする場合（軽微な設計変更で契約期間の末に行われるものは除く。）で、保証の額が、変更後の請負代金額等の100分の5以下になるときは、保証の額を変更後の請負代金額等の10分の1以上に増額変更するものとする。

(1) 金融機関等の保証

ア 請負者等は、変更契約書案の提出に当たり、保証金額を変更後の保証の額以上に増額変更する旨の金融機関等が交付する変更契約書を提出しなければならない。

イ 発注者は、金融機関等が交付する変更保証書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認

イ 発注者は、受注者からアの異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、受理し、アの異動承認書（電磁的方法により提出する場合はその出力書面）は、契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(ア) [略]

(イ) 保険会社の記名押印（印刷済みのものを含む。電磁的方法により提出する場合は保険会社の名称の記載）があること。

(ウ) 保険契約者が受注者であること。

(エ)～(カ) [略]

10 請負代金額等の増額変更時の取扱い

発注者は、請負代金額等の増額変更を行おうとする場合（軽微な設計変更で契約期間の末に行われるものは除く。）で、保証の額が、変更後の請負代金額等の100分の5以下になるときは、保証の額を変更後の請負代金額等の10分の1以上に増額変更するものとする。

(1) 金融機関等の保証

ア 受注者は、変更契約書案の提出に当たり、保証金額を変更後の保証の額以上に増額変更する旨の金融機関等が交付する変更契約書を提出しなければならない。

イ 発注者は、金融機関等が交付する変更保証書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認

の上、工事請負契約等の変更契約を締結し、金融機関等が交付する変更契約書は、契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(ア) [略]

(イ) 保証人が保証書に記載された金融機関等であり、押印（印刷済みのものを含む。）があること。

(ウ)～(オ) [略]

(2) 公共工事履行保証証券による保証

ア 請負者等は、変更契約書案の提出に当たり、保証金額を変更後の請負代金額等の10分の1以上に増額変更する旨の保険会社等が交付する異動承認書を発注者に提出しなければならない。

イ 発注者は、前項の異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約等の変更契約を締結し、前項の異動承認書は、契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(ア) [略]

(イ) 保証人の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。

(ウ) 債務者が請負者等であること。

の上、工事請負契約等の変更契約を締結し、金融機関等が交付する変更契約書（電磁的方法により提出する場合はその出力書面）は、契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(ア) [略]

(イ) 保証人が保証書に記載された金融機関等であること。
また、電磁的方法により提出する場合を除き、押印（印刷済みのものを含む。）があること。

(ウ)～(オ) [略]

(2) 公共工事履行保証証券による保証

ア 受注者は、変更契約書案の提出に当たり、保証金額を変更後の請負代金額等の10分の1以上に増額変更する旨の保険会社等が交付する異動承認書を発注者に提出しなければならない。

イ 発注者は、アの異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約等の変更契約を締結し、アの異動承認書（電磁的方法により提出する場合はその出力書面）は、契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(ア) [略]

(イ) 保証人の記名押印（印刷済みのものを含む。電磁的方法により提出する場合は保証人の名称の記載）があること。

(ウ) 債務者が受注者であること。

(エ)～(キ) [略]

(3) 履行保証保険契約の締結

ア 請負者等は、変更契約書案の提出に当たり、保険金額を変更後の請負代金額等の10分の1以上に増額変更する旨の保険会社が交付する異動承認書を発注者に提出しなければならない。

イ 発注者は、前項の異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約等の変更契約を締結し、前項の異動承認書は、契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(ア) [略]

(イ) 保険会社の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。

(ウ) 保険契約者が請負者等であること。

(エ)～(キ) [略]

(4) 契約保証金の納付

ア 請負者等は、契約保証金の増額分に相当する金額の金銭を指定金融機関等に払い込み、変更契約書案の提出に当たり、係る受領証の写しを発注者に提出しなければならない。

イ 発注者は、前項の受領証の写しの提出を受けたときは、提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約等の変更契

(エ)～(キ) [略]

(3) 履行保証保険契約の締結

ア 受注者は、変更契約書案の提出に当たり、保険金額を変更後の請負代金額等の10分の1以上に増額変更する旨の保険会社が交付する異動承認書を発注者に提出しなければならない。

イ 発注者は、アの異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約等の変更契約を締結し、アの異動承認書（電磁的方法により提出する場合はその出力書面）は、契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(ア) [略]

(イ) 保険会社の記名押印（印刷済みのものを含む。電磁的方法により提出する場合は保険会社の名称の記載）があること。

(ウ) 保険契約者が受注者であること。

(エ)～(キ) [略]

(4) 契約保証金の納付

ア 受注者は、契約保証金の増額分に相当する金額の金銭を指定金融機関等に払い込み、変更契約書案の提出に当たり、係る受領証の写しを発注者に提出しなければならない。

イ 発注者は、アの受領証の写しの提出を受けたときは、提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約等の変更契約

約を締結し、前項の受領証の写しは、契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(5) 有価証券等の提供

ア 請負者等は、変更契約書案の提出に当たり、契約保証金の増額分に相当する価値を有する有価証券等を発注者に提出しなければならない。

イ 発注者は、前項の有価証券等の提出を受けたときは、提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約等の変更契約を締結し、前項の有価証券等に係る受領証の写しは、契約書等と一緒に綴っておくものとする。

11 請負代金額等の減額変更時の取扱い

発注者は、請負代金額等の減額変更を行おうとする場合（軽微な設計変更で契約期間の末に行われるものは除く。）で、請負者等から保証の額を変更後の請負代金額等の10分の1の金額以上に保たれる範囲で減額して欲しい旨の要求があり、特段の事情がないときは、保証の額を変更後の請負代金額等の10分の1以上に保たれる範囲で請負者等の欲する金額まで減額変更するものとする。

(1) 金融機関等の保証

ア 請負者等は、工事請負契約等の変更契約締結後、発注者から保証契約内容変更承認書（別記様式）の交付を受け、発注者が指定する日に、保証金額を変更後の契約保証金額以上に保つ範囲で減額変更する旨の銀行等が交付する変更契約書を

を締結し、アの受領証の写しは、契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(5) 有価証券等の提供

ア 受注者は、変更契約書案の提出に当たり、契約保証金の増額分に相当する価値を有する有価証券等を発注者に提出しなければならない。

イ 発注者は、アの有価証券等の提出を受けたときは、提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約等の変更契約を締結し、アの有価証券等に係る受領証の写しは、契約書等と一緒に綴っておくものとする。

11 請負代金額等の減額変更時の取扱い

発注者は、請負代金額等の減額変更を行おうとする場合（軽微な設計変更で契約期間の末に行われるものは除く。）で、受注者から保証の額を変更後の請負代金額等の10分の1の金額以上に保たれる範囲で減額して欲しい旨の要求があり、特段の事情がないときは、保証の額を変更後の請負代金額等の10分の1以上に保たれる範囲で受注者の欲する金額まで減額変更するものとする。

(1) 金融機関等の保証

ア 受注者は、工事請負契約等の変更契約締結後、発注者から保証契約内容変更承認書（別記様式）の交付を受け、発注者が指定する日に、保証金額を変更後の契約保証金額以上に保つ範囲で減額変更する旨の銀行等が交付する変更契約書を提

提出しなければならない。

イ 発注者は、銀行等が交付する変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、受理し、銀行等が交付する変更契約書は、契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(ア) [略]

(イ) 保証人が保証書に記載された金融機関等であり、押印（印刷済みのものを含む。）があること。

(ウ)～(オ) [略]

(2) 公共工事履行保証証券による保証

ア 請負者等は、工事請負契約等の変更契約締結後、発注者から保証契約内容変更承認書（別記様式）の交付を受け、発注者が指定する日に、保証金額を変更後の請負代金額の10分の1以上に保つ範囲で減額変更する旨の保険会社等が交付する異動承認書を提出しなければならない。

イ 発注者は、前項の異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、受理し、前項の異動承認書は、契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(ア) [略]

(イ) 保証人の記名押印（印刷済みのものを含む。）がある

出しなければならない。

イ 発注者は、銀行等が交付する変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、受理し、銀行等が交付する変更契約書（電磁的方法により提出する場合はその出力書面）は、契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(ア) [略]

(イ) 保証人が保証書に記載された金融機関等であること。
また、電磁的方法により提出する場合を除き、押印（印刷済みのものを含む。）があること。

(ウ)～(オ) [略]

(2) 公共工事履行保証証券による保証

ア 受注者は、工事請負契約等の変更契約締結後、発注者から保証契約内容変更承認書（別記様式）の交付を受け、発注者が指定する日に、保証金額を変更後の請負代金額の10分の1以上に保つ範囲で減額変更する旨の保険会社等が交付する異動承認書を提出しなければならない。

イ 発注者は、アの異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、受理し、アの異動承認書（電磁的方法により提出する場合はその出力書面）は、契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(ア) [略]

(イ) 保証人の記名押印（印刷済みのものを含む。電磁的方

こと。

(ウ) 債務者が請負者等であること。

(エ)～(カ) [略]

(3) 履行保証保険契約の締結

ア 請負者等は、工事請負契約等の変更契約締結後、発注者から保証契約内容変更承認書（別記様式）の交付を受け、発注者が指定する日に、保証金額を変更後の請負代金額の10分の1以上に保つ範囲で減額変更する旨の保険会社等が交付する異動承認書を提出しなければならない。

イ 発注者は、前項の異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約等の変更契約を締結し、前項の異動承認書は、契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(ア) [略]

(イ) 保険会社の記名押印（印刷済みのものを含む。）があること。

(ウ) 保険契約者が請負者等であること。

(エ)～(カ) [略]

(4) 契約保証金の納付

ア 請負者等は、変更契約書案の提出に当たり、契約保証金の

法により提出する場合は保証人の名称の記載）があること。

(ウ) 債務者が受注者であること。

(エ)～(カ) [略]

(3) 履行保証保険契約の締結

ア 受注者は、工事請負契約等の変更契約締結後、発注者から保証契約内容変更承認書（別記様式）の交付を受け、発注者が指定する日に、保証金額を変更後の請負代金額の10分の1以上に保つ範囲で減額変更する旨の保険会社等が交付する異動承認書を提出しなければならない。

イ 発注者は、アの異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約等の変更契約を締結し、アの異動承認書（電磁的方法により提出する場合はその出力書面）は、契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(ア) [略]

(イ) 保険会社の記名押印（印刷済みのものを含む。電磁的方法により提出する場合は保険会社の名称の記載）があること。

(ウ) 保険契約者が受注者であること。

(エ)～(カ) [略]

(4) 契約保証金の納付

ア 受注者は、変更契約書案の提出に当たり、契約保証金の減

減額分につき現金の返還を求める旨の請求書（任意様式）を発注者に提出しなければならない。

イ 発注者は、前項の請求書の提出を受けたときは、提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約等の変更契約を締結し、前項の請求書の写しは、契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(5) 有価証券等の提供

ア 請負者等は、変更契約書案の提出に当たり、契約保証金の減額分につき保管有価証券の返還を求める旨の請求書（任意様式）を発注者に提出しなければならない。

イ 発注者は、前項の請求書の提出を受けたときは、提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約等の変更契約を締結し、前項の請求書の写しは、契約書等と一緒に綴っておくものとする。

12 請負者等の債務不履行による解除時の取扱い

[略]

減額分につき現金の返還を求める旨の請求書（任意様式）を発注者に提出しなければならない。

イ 発注者は、アの請求書の提出を受けたときは、提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約等の変更契約を締結し、アの請求書の写しは、契約書等と一緒に綴っておくものとする。

(5) 有価証券等の提供

ア 受注者は、変更契約書案の提出に当たり、契約保証金の減額分につき保管有価証券の返還を求める旨の請求書（任意様式）を発注者に提出しなければならない。

イ 発注者は、アの請求書の提出を受けたときは、提出書類に誤りがないかを確認の上、工事請負契約等の変更契約を締結し、アの請求書の写しは、契約書等と一緒に綴っておくものとする。

12 受注者の債務不履行による解除時の取扱い

[略]